

# グリーン・ツーリズム論

原 直行

### 1. グリーン・ツーリスムとは'

<グリーン・ツーリズムの定義>

グリーン・ツーリズム(以下、GTと表記)とは何であろうか。GTの管轄官庁である農林水産省によれば「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動(農村で楽しむゆとりある休暇)」(1992年)と定義されている。GTを推進している都道府県や市町村といった地方自治体でもほぼこの農水省の定義を踏襲している。

だが、この定義は具体性に乏しいきらいがある。そこで、日本におけるGTの政策的展開は後にみることにして、ここでは日本でいち早くGTに注目し、研究を重ねてきた3人の研究者(山崎光博、宮崎猛、青木辰司)によるGTの規定をみておくことにしたい<sup>2</sup>。先ず、山崎はGTの明確な概念規定はないとした上で、その要件を、「広い意味でのルーラル・ツーリズムの一部を構成するもの」、「あるがままの自然のなかでのツー

<sup>1</sup> 本稿は拙稿 [2006] に加筆修正を加えたものである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 青木 [2004], pp.61-64を参照。

#### 第2章

リズム」であり、農家などそこに居住している人たちをサービス主体として、「農村のもつさまざまな資源、生活・文化的なストックなどを、都市住民と農村住人との交流を通して生かしながら、地域社会の活力の維持に貢献」するものとしている。農水省の定義に近いが交流に重点を置き、その交流を通して地域活性化に貢献することを強調している<sup>3</sup>。

一方、宮崎はGTを「農山漁村における新しい観光である」とした上で「都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動であり、農山漁村ツーリズムといえる」と規定している。そして、GTによって、農村の活性化、農村の環境保全、ゆとりある都市住民の余暇活動、という3つの目標の実現を図るとしている。宮崎の規定は、山崎同様に交流を通しての地域活性化を強調するとともに、GTが交流に加えて観光の一種であること、だが環境保全をも同時に図る「新しい観光」であることを主張している点に独自性がある<sup>4</sup>。

また、近年精力的にGTの研究を行っている青木は、GTを「農山漁村の有する歴史・自然・社会・文化など、多元的な資源を活用した、都市住民と農村住民による、対等かつ継続的な交流活動」と規定し、その目的を「持続可能で、創造的な農村文化を構築し、環境と調和した農村の多面的振興を、各々の地域的な個性を生かしつつ実現すること」としている。ここでは交流活動が最も強調されており、同時に「環境との調和」、「農村の多面的振興」も強調し、これらが「継続」「持続可能」でなければならないことが主張されている5。

こうしてみてくると、日本におけるGTとは、パッケージ・ツアーな

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 青木 [2004], p.61を参照。

<sup>\*</sup> 宮崎 [1997], pp.11-13を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 青木 [2004], p.64を参照。

#### グリーン・ツーリズム論

どのマス・ツーリズムに代表される従来の通過型観光とは異なり、農村の有するあるがままの資源を用いた都市住民と農村住民による体験型・滞在型の交流一顔の見える人的交流・持続的交流一がより重視され、それが地域活性化につながるものであること、それと同時に環境保全にも寄与するものであることがその具体的な意味内容であると考えられる。マス・ツーリズムなどの通過型観光とは異なり、人的交流・持続的交流を重視した体験型・滞在型観光であること、また観光振興だけでなく、地域活性化・地域振興、環境保全の3つを同時に実現していこうとすることは、近年のニュー・ツーリズム(新しい観光)、サステイナブル・ツーリズム(持続可能な観光)と同様であり、広義にはGTはそれらの1形態であるといえる。その一方で、農山漁村の地域活性化・地域振興を上記3人の研究者が強調していたように、観光振興、地域活性化・地域振興、環境保全の3つのなかでGTでは地域活性化・地域振興に最も重点が置かれている。。

### <GTについての研究の流れ>

次にGTについてのこれまでの研究を整理する。先ず、それは農業経済学者、農村計画学者、農村社会学者の共同研究によるGTの紹介・提唱から始まった。1993年に出版された『グリーン・ツーリズム』は農村計画学、農村社会学の各分野の研究者による共著であるが、そこではイギリス、フランス、ドイツのヨーロッパ先進事例におけるGTの背景、理念、政策展開、特徴、課題などを紹介し、あわせて日本の先進事例の現状と日本での今後の方向性と課題について述べている。次いで1996年に農業経済学、農村計画学、農村社会学を専門とする研究者の共著によ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> GTの管轄官庁が農林水産省であること自体、農山漁村の地域活性化・地域振 興に重点が置かれていることの証左でもある。

#### 第2章

り『日本型グリーン・ツーリズム』が出された。このなかでは、GTの理念や都市側と農村側双方のニーズ、GTの推進方策(施設・空間整備、集落景観、推進体制など)、今後の方向性が議論されている。さらに、1999年には前著『日本型グリーン・ツーリズム』に農業経済学者の宮崎猛を加えて『地域経営型グリーン・ツーリズム』が出された。このなかでは景観づくり、経済効果、経営多角化について述べられるとともに、日本のGTの推進にあたって「地域経営型」という視点が強調されている。

このような分野を越えた研究者による共同研究から、1990年代後半以降、農業経済学、農村計画学、農村社会学、農村地理学等それぞれの分野でGTに関わる研究が活発化してくるが、ここではなかでも研究の盛んな農業経済学、農村計画学、農村社会学について、その研究動向を概観したい。先ず、農業経済学分野についてであるが、それは地域経済全体を考える経済面重視と個別のGT施設を主な分析対象とする経営面重視の研究に分けられる<sup>7</sup>。前者では、具体的には人口、産業構造の変動などからGTによる地域経済構造の影響を調べたり、産業連関分析を用いたGTによる地域経済の直接効果、間接効果、誘発効果といった経済波及効果の分析などがあげられる。一方、後者ではGT施設を運営する経営体の種類(市町村、第3セクター、株式会社、JA、農家グループ・個人など)や経営内容の特徴、収支構造を含む経営分析などがあげられる。次に農村計画学についてみていく。農村計画学では、1990年代末から2000年代初頭にかけて、主にGTの趨勢、集落空間管理との関係、来訪者の評価について研究が行われてきた。GTの趨勢に関する研究は<sup>8</sup>、全

<sup>7</sup> 宮崎猛編 [1997], 宮崎猛編 [2002], 宮崎猛編 [2006] などを参照。

<sup>8</sup> 齋藤雪彦・中村攻・木下勇 [1998a], 齋藤雪彦・中村攻・木下勇 [1998b] などを参照。

#### グリーン・ツーリズム論

国や県内に展開するGTについて、地域づくり活動との連携、それと相関のある観光活動の種類数・観光地類型の複合度を示した。また、集落空間管理との関係については<sup>9</sup>、中山間地における集落空間管理とGTとの関係を分析し、GTによる多様な空間管理の再生と新たな管理システムの創出、農家のGT参加と集落空間管理との関係を明らかにした。さらに、来訪者の評価については<sup>10</sup>、GT施設来訪客を対象とした調査により、観光資源に対する来訪者の評価と居住地・来訪回数との相関を明らかにした研究があげられる。

さらに、農村社会学についてみていこう。農村社会学は、研究対象である農村に深く入って調査し、そこでの農村社会関係、社会構造を踏まえてGTが有する意味、機能を分析してきた。その研究成果が2000年以降、著されてくる。そこでは、高齢者や農家婦人の役割や、地域づくり活動として集落的取組みに注目し、経済的な地域活性化につながらなくとも社会的な活性化の効果を評価している<sup>11</sup>。また、農村民泊、ワーキング・ホリデーといったGTのなかでも滞在日数が長く、都市農村交流の深いものも視野に入れ、農村の持続性を前提として都市住民サイドと農家サイドの双方が交流や体験を通して学びあい、自己実現を果たしていくことを強調している<sup>12</sup>。このように農村社会学がGTの理念を主唱してきたといえる。

<sup>。</sup> 齋藤雪彦・中村攻・木下勇・椎野亜紀夫 [2001] などを参照。

<sup>10</sup> 中島正裕・千賀裕太郎・齋藤雪彦 [2001] などを参照。

<sup>&</sup>quot;青木 [2004],青木 [2008],荒樋 [2008],徳野 [2008]などを参照。ただし、徳野はGTに積極的に取組んできた農村の疲弊やその問題点についても言及しており、示唆に富んでいる。

<sup>12</sup> 青木 [2004] を参照。

第2章

### 2. GTの政策的展開

<GTの政策的展開>

上では日本におけるGTの定義もしくは規定をみたが、それではなぜ GTが日本で提唱されるようになったのであろうか。ここでは、政府、 農村、都市に分けてそれぞれの理由をみていこう。

先ず,政府側としては次のような2つの背景があった。1つは,農業基本法に対する見直しである。基本法制定後,日本の農業・農村を取り巻く状況は,高度成長期を経て自給率の低下,兼業化の進展,農産物価格の低迷,農家経済の苦境,農業就業人口・農村人口の減少,高齢化,過疎化の進行,耕作放棄地の増大,農村部での経済活動の衰退,雇用機会の減少と大きく変化し,バブル経済の崩壊下で食料・農業・農村のあり方を問い直し,国民的視点に立った政策の確立が求められるようになっていたことがあげられる。

もう1つは、関税および貿易に関する一般協定(GATT)・ウルグアイラウンドの交渉・合意、およびその後の世界貿易機関(WTO)の設立という国際情勢の影響である。1986年に交渉が開始されたGATT・ウルグアイラウンドは93年12月に実質合意し、それに基づいて95年1月にWTOが設立されたが、この一連の流れはグローバル化のもとでの市場原理主義、貿易における「比較優位」に基づいた自由化のいっそうの追求の過程であった。合意により、農産物についても工業製品と同様に貿易自由化が義務付けられ、関税以外の貿易障壁を除去し、その関税も漸次引き下げていくこととなった。さらに、この加盟国間の自由化原則にもとづく国際ルールは、国際取引分野にとどまらず、各加盟国の国内諸政策や法規にまで及び、国内助成の削減までも強いられることになった。そして、ここでも制定以来戦後農政の根幹であった農業基本法とそれに基づく一連の農業政策は強く見直しを迫られることとなった。基本法は農業従事者が他産業従事者と均衡した所得と生活を実現できるよう

#### グリーン・ツーリズム論

に、政府が農業生産の選択的拡大のための助成、価格支持政策や輸入制限・関税率の調整などの農業保護のための諸施策を積極的に行うことを謳っていたからである。また、同じような条件下にあったEUでのGTの一定程度の成功も日本でGTに取組む背景にあった。

農村側としては、政府側でも述べたことと同様であり重複を避けるが、農村における高齢化・過疎化が進行し、農業生産、農村での経済活動の衰退はおろか、生活基盤まで危うくなってくるなかで、農家所得の維持・確保に貢献でき、うまくいけば若年・壮年層の定住・移住につながる雇用の創出を目論んだのである<sup>13</sup>。

一方、都市側としては、高度成長期以降、都市化、工業化が本格的に進行し、国際化も進む都市生活のなかで、都市住民のストレスが増大し、都市を離れて「癒し」、「安らぎ」、「ノスタルジー」を求めて自然空間、農村空間へ行きたいという欲求が以前にも増して高まったことがあげられる。また、それまでのパッケージ・ツアーに代表される通過型の団体旅行から、「ニュー・ツーリズム」とも呼ばれる体験交流型・滞在型の個人旅行への変化という観光における大きな流れもその背景にはあった。

以上のような理由から、1990年代以降、日本でGTが提唱されるようになったのだが、次に、日本におけるGTの政策的展開をみていこう。 (表1を参照)

<sup>13</sup> 様々な形態の都市農村交流による地域活性化の試みは、すでに1980年代後半以降、国等の多様な補助事業の導入により展開されてきた。また、1980年代後半以降、北海道帯広市を中心にファーム・インの開業がみられ、岡山県でも農村型リゾート事業が行政と連携して取組まれ始めた。山崎光博・小山善彦・大島順子 [1993]、pp.158-174を参照。

#### 第2章

#### 表1 GTの政策的展開

1992年6月	新しい食料・農業・農村政策の方向
1992年7月	GT研究会によるGTの定義付け
1993年	GTモデル整備構想策定事業
1995年4月	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
1998年12月	農政改革大綱
1999年7月	食料・農業・農村基本法
2000年3月	食料・農業・農村基本計画
2002年 4 月	食と農の再生プラン
2003年7月	観光立国行動計画
2005年3月	食料・農業・農村基本計画 ※5年ごとに見直される

GTの政策的展開は、1992年6月に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」(以下、新政策と表記)から始まる。新政策は、従来の農業基本法(1961年制定)に代わる新たな基本法の制定に向けてその基本的方向を示したものであるが、その新政策における「農村地域政策」のなかで、「適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備」のための政策として、次の2点を明文化したことだった。

### (地域全体の所得の維持・確保)

地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業の場を創出するため、農村工業導入のほか、地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保、地域内発型の農林水産関連産業の振興、都市に開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの振興を図る。

### (都市と農村の連携)

農業・農村の持つ緑と水の豊かな「ゆとり」と「やすらぎ」の場と

#### グリーン・ツーリズム論

しての役割や教育的役割を生かしつつ,都市と農村の相互理解を深め 連携を強化する。

ここでは、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から、都市に開かれた美しい農村空間の形成にも資するGTの振興と同時に、都市と農村の相互理解・連携の強化という、それまでの農政にはなかった新しい政策が提唱された。都市と農村の相互理解・連携の強化については、GTの需要者が都市サイドであることから、また、農林業の多面的機能、すなわち農業・農村は農家のためだけにあるのではないという観点からも当然要請されるところであった<sup>14</sup>。こうして、これ以後の農政は、「食料・農業・農村基本法」(1999年)、「食料・農業・農村基本計画」(2000年)の制定に到る今日まで、基本的にこの新政策の方向に則って進むことになった。

日本におけるGTの政策的展開に話を戻すと、新政策が出されたのとほぼ同じ時期の1992年7月に、「グリーン・ツーリズム研究会」(農林水産省構造改善局長の私的諮問機関。1992年4月設置)による中間報告書「グリーン・ツーリズムの提唱―農山漁村で楽しむゆとりある休暇を」が発表された。同研究会は、GTの推進方策の方向等について検討するために作られ、GTの推進を、農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村

<sup>&</sup>quot;多面的機能とは、農業は単なる農産物生産機能だけでなく、それ以外にも幅広い機能(農業の多面的機能)を有していることを主張するものであり、農林産物生産機能、所得・資産形成機能という農林業資源の所有者のみに帰属するものに限らず、環境保全機能、保健・休養機能、教育機能、緑資源・オープンスペース提供機能、食料安全保障機能、農山村伝統文化維持機能など、広く地域住民、国民、将来世代に効果を発揮しているものをも含んだ機能を意味する。GTは、ここでは所得・資産形成機能のほか、保健・休養機能、教育機能、緑資源・オープンスペース提供機能、農山村伝統文化維持機能と密接に関係している。

#### 第2章

の共存関係の構築のための1つの重要な施策と位置づけ、長期的に取り組むことが必要であると提唱した。その場合のGTとは、農山漁村地域における開かれた美しいむらづくりに向けた意欲と、価値観の変化や余暇時間の増大を背景として都市住民の側に芽生えた新たな形での余暇利用・農山漁村空間への想いとに橋を架けるものとしてとらえ、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動」と定義し、一言で言うと、「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」であるとした。

このように、新政策とGT研究会による中間報告書を受けて、GTに対する具体的な取り組みが始まった。先ず、1993年から「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業が創設され、その1事業であるモデル整備構

想策定事業は、GTの普及推進拠点にふさわしい市町村を指定し、モデ ル整備構想策定に関わる経費を助成する事業で、1993年から96年の間に 205市町村が指定された。指定された市町村では、①美しいむらづくり 等農山漁村環境の整備・保全、②農山漁村文化の維持・保全、③受入体 制の整備、④都市との情報受発信システムに関わる構想の策定を行った。 さらに、1995年4月には「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備 の促進に関する法律 | (通称、農村休暇法)が施行された。この法律は、 「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置 等 | と「農林漁業体験民宿業の健全な発展を図るための措置 | の2つか ら構成され、前者では農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を 促進するため、基本方針の作成、計画の作成などからなり、後者では農 林漁業体験民宿業者の登録制度を設けて、定められた適正営業規定に 則った民宿業者を業者の申出により登録するというものである。同法成 立後、財団法人農林漁業体験民宿業協会が指定され、同年7月には農林 漁業体験民宿業者の登録受付が開始された。また、同協会では農林漁業 体験民宿のパンフレット. ガイドブックを作成し. 一般向けに配布・販

#### グリーン・ツーリズム論

売している。1997年には農林漁業体験民宿業者862軒が登録された。

このようにGTの推進のために制度的にも実体的にも条件整備が進められていくなかで、次にGTの方向性を示すものとなったのは、1998年12月に制定された「農政改革大綱」である。農政改革大綱は従来の農業基本法に代わる新たな基本法の制定と新たな食料・農業・農村政策の実施を目指してつくられたが、ここでは、農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮し、GT等の都市と農村の交流が国民的運動として定着するように、ソフト、ハード両面からの条件整備を行うことが提唱された。

さらに、都市と農村の交流を農政のなかで強調していく姿勢は、1961年制定の農業基本法に代わる新たな基本法として1999年7月に成立した「食料・農業・農村基本法」にも引き継がれていく。同法では、4つの基本的施策の1つである「農村の振興に関する施策」のなかに「都市と農村の交流等」として次の1条が設けられた<sup>15</sup>。

### (都市と農村の交流等)

第36条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

<sup>15 4</sup>つの基本的施策とは「食料・農業・農村基本計画」の策定,「食料の安定供給の確保に関する施策」、「農業の持続的な発展に関する施策」、「農村の振興に関する施策」は「農村の総合的な振興」、「中山間地域等の振興」、「都市と農村の交流等」の3つからなる。

#### 第2章

このように同法では、農業・農村の振興とともに、国民の健康的でゆとりある生活に資するため、都市と農村の交流など必要な措置を講じることが明記された。

この食料・農業・農村基本法に基づき2000年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「農村の振興に関する施策」の1つの柱としてGTの推進等による「都市と農村の交流等」の促進が位置づけられ、「農村における滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)の推進、農産物の産地直売を契機とする農業体験等の促進その他都市と農村との交流機会の確保や交流の場の整備等により、都市と農村の交流の促進を図る」ことが明記された。

2000年以降現在までの政策展開については、食料・農業・農村基本法のような大きな方向性を示すものはないものの、着実にGTの推進が図られている。2002年4月に公表された「食と農の再生プラン」においては、農村振興の3本柱の1つとして「都市と農山漁村の共生・対流」が位置づけられ、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、GTの積極的推進を図ることとされた。

さらに2003年1月には日本の観光立国としての基本的なあり方を検討するために「観光立国懇談会」が設置され、同懇談会が4月に提出した観光立国懇談会報告書では、「「一地域一観光」の国民運動の展開や都市と農村を双方向で行き交うライフスタイルを選択するといったこれからの生き方を考えさせてくれる「都市と農山漁村の交流」を積極的に進める」ことが提言された。さらに、この報告書を受けて同年7月に観光立国関係閣僚会議で決定された「観光立国行動計画」ではGTの積極的な展開を含む様々なGT、都市農山漁村の交流関係の計画が決定された。

日本におけるGTの政策的展開の大まかな流れは以上のようであり、 15年あまりの政策的展開過程はGTの推進に向けて積極的な取り組みの 過程であったといえよう<sup>16</sup>。

#### グリーン・ツーリズム論

#### <都市住民のニーズ>

ではGTの需要者である都市住民は、農村に対してどのようなニーズを持っているのであろうか。GTは具体的には次の5つの機能をもっている。見る(ドライブや散策など)、買う(農産物直売所で買物など)、食べる(農村レストランで食事など)、体験する(収穫や田植えといった農林漁業体験など)、泊る(農家民宿で宿泊など)の5つである。これを踏まえたうえで表2をみてほしい。同表は、農村において経験したいと考える過ごし方を年齢階層別にみたものである。これによると「買

表2 農村地域において経験したいと考える過ごし方 (単位:%)

					1-13-	/0/
全体	10 代	20代	30 代	40 代	50 代	60 代以上
82	74	80	83	81	84	87
80	74	79	83	79	76	72
75	69	74	75	75	79	84
-60	56	61	63	59	53	45
42	38	42	43	41	41	46
28	33	32	30	25	21	25
25	30	27	28	22	14	12
23	18	22	24	21	26	26
16	18	17	16	15	12	13
15	20	16	15	15	15	12
13	15	15	15	11	4	3
2	4	3	2	2	1	1
	82 80 75 60 42 28 25 23 16 15	82 74 80 74 75 69 60 56 42 38 28 33 25 30 23 18 16 18 15 20 13 15	82     74     80       80     74     79       75     69     74       60     56     61       42     38     42       28     33     32       25     30     27       23     18     22       16     18     17       15     20     16       13     15     15	代 代 代 代	全代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代	☆ 10 20 30 40 50 休 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代

資料:(財) 都市農山漁村交流活性化機構(2004) 『数字でわかるグリーン・ツーリズム』, p.117より作成。

注(1):複数回答可

<sup>16</sup> この他に2000年以降のGT振興に関わるものとして、2002年から始まった「構造改革特区」におけるGT関係(農家民宿・市民農園の開設等)の規制緩和措置や2003年度から実施されている「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」などがある。ただし、GTは予算的にも実質的にも農林水産省における主要政策とはいえないのが現状である。

表3

農村の人たちとのふれあいを求めて

その他

#### 第2章

う・食べる」、「遊ぶ」、「風景を楽しむ」、「加工する」はどの年齢階層か らも支持が高いことがわかる。また、年齢階層による相違についてみる と、「買う・食べる」、「風景を楽しむ」は加齢していくにしたがって支 持が高くなる一方で、「遊ぶ」、「加工する」などの体を使って体験する ものについては、30代をピークに山型の支持の高さを示している。30代 層は学齢期(主に小学校)の子どもを持つ夫婦層が中心的であるため. 家族で体験できることを他の階層より支持していると考えられる。ま た、高年齢層は体を使って体験するものは支持が低くなる傾向にある ことがわかる。一方、「体験する 種まきから収穫まで一貫して体験す る」、「暮らす」、「学ぶ・生活する」はどの年齢階層からも支持が低い。 これらは、農村への移住や一貫した農作業など農村・農業との関わりが きわめて大きく、都市住民であるよりも農村住民であることを選択する 意味を持つものであり、そこまでは望んでいないことがわかる。

さらに、農村地域に出かける理由についてみた表3によると、「自然 と親しみたいから」が全体で36%を占め、各年齢階層でも最も多くなっ

農村地域に出かける主な理由

10

0.5 0.0

4.2

1.8

(単位:%)

40

0.6 0.9

4.2 4.4

0.6 0.4

4.4

60

0.4

3.8 5.2

50 代以 代 代 代 ŀ. 35.7 35.9 | 33.5 | 34.0 | 35.7 | 38.9 | 39.1 自然と親しみたいから 24.0 | 25.6 | 26.9 | 23.3 | 22.4 22.3 14.6 何となくホッとするから 3.0 13.3 | 23.3 | 15.3 | 14.1 | 11.5 8.7 特に理由はない | 14.4 | 13.6 | 16.7 | 14.6 新鮮で安全な農産物を手に入れたいから 13.2 8.4 | 10.7 農村地域の自然や雰囲気が健康に良さそうだから 3.1 5.7 6.3 6.7 8.8 | 17.2 6.6 1.7 0.9 1.2 2.0 3.4 14 26 農業や農村地域が好きだから 2.6 1.3 0.7 07 0.6 1.1 0.8 昔ながらの生活にあこがれているから

資料:(財)都市農山漁村交流活性化機構(2004)『数字でわかるグリーン・ツーリズム』, p.119より作成。

#### グリーン・ツーリズム論

ていることがわかる。次いで多かったのが「何となくホッとするから」であり、これら上位2つで全体の60%を占めている。その次に多かったのが「新鮮で安全な農産物を手に入れたいから」であり、これは表3の結果からもわかるように、高年齢層での評価が高くなっている。一方、「農村の人たちとのふれあいを求めて」(全体で0.5%)、「昔ながらの生活にあこがれているから」(0.8%)、「農業や農村地域が好きだから」(1.4%) は評価がきわめて低い。ここからは、農村地域に出かける理由は、主に自然とのふれあい、精神的なくつろぎ・安らぎ・癒しを求めて、または新鮮で安全な農産物を求めるからであり、農村・農家との交流や生活へのあこがれからではないということがわかる。

以上のことから、都市住民の多くは主に自然とのふれあい、精神的なくつろぎ・安らぎ・癒しを求めて農村地域に出かけるのであり、農業・農村・農家との交流や生活を求めてではないこと、また、年齢階層別でみた場合、高年齢層を中心に新鮮で安全な農産物を求め、30代の家族連れを中心に農業公園の利用や観光農園・加工体験への要求があることもわかる。

### 3. 日本のGTの特徴

それでは日本におけるGTの特徴はどうなっているのだろうか。先ず、全国レベルでGTの現状を調べた調査をみていくことにする<sup>17</sup>。これは市町村や農協等が独自、または国の補助事業を活用する等により整備し、運営・管理・委託する施設(公的GT関連施設)を対象としたもので、

<sup>17</sup> これは2003年11月~12月に財団法人都市農山漁村交流活性化機構が行った調査である。ここでのGTとは通常のGTの定義とは若干異なり、「農山漁村を訪れるレクリエーション活動の総体」を指すが、通常のものと大きく異なるものではない。

第2章

公的GT施設の状況

	宿泊	直販	後	食品加工体験	伝統工芸 体験	農林漁業 農山漁村 体験	保養・休養 系	・休養 鑑賞・探勝 系	11/11111
施設数	3,333	1,018	189	352	219	545	265	542	6,955
(%)	48	15	10	5	3		4	8	100
年間入込客数(人)	13,541,361	78,095,454	19,889,917	2,683,273	1,395,404	4,240,902	18,138,454	7,467,94	7 145,452,712
(%)	6	54	14	2		3	12	5	100
年間売上額 (万円)	3,410,337	7,309,680	2,370,388	189,783	102,808	282,986	1,235,375	146,477	15,047,834
(%)	23	49	16	1	1	2	8	1	100
入込客1人あたり 売上額 (円)	2,518	936	1,192	707	737	299	681	196	1,035

(財)都市農山漁村交流活性化機構『数字でわかるグリーン・ツーリズム』2004年,pp.6-28より作成。 宿泊施設の内訳は体験学習併設宿泊施設,野外宿泊施設,公的宿泊施設,滞在型市民農園,その他 資料 注(1): 7

直販施設の内訳は農産物等直売(常設独自店)農産物等直売(量販店間借)、農産物等直売(不定期)、産直 その他.

飲食施設の内訳は郷土・創作料理,フランス料理,イタリア料理,地ビール,その他,食品加工体験施設の内訳は,パン工房,乳製品工房,肉製品工房,豆腐・味噌等加工,その他

伝統工芸体験施設の内訳は,陶芸,和紙漉き,木工,染色(藍,草木など),機織り,ガラス細工,その他

農林漁業・農山漁村体験施設の内訳は,農業体験(体験農園),畜産体験,林業体験, 体験、自然体験学習、郷土料理等料理学習、園芸体験・学習、その他

漁業 (内水面) 体験,

保養・休養系施設の内訳は、温泉療法、園芸療法、スポーツ活動、アロマテラピー、テラソテラピー、 (2)

散策 (カントリーウォーク), 農村文化伝承施設, 農村歌舞伎等施設, 美術館, かの街 鑑賞・探勝系施設の内訳は、

(4) (2)

#### グリーン・ツーリズム論

全国3,135市町村のうち1,152市町村から回答があった(回収率37%)。考察の対象が公的GT関連施設に限定されるのは資料的制約によるが、日本のGTは現段階では地方自治体主導であるため、この考察によってGTの現状を大まかに捉えることができる。公的GT施設の状況をみた表4によると、公的GT施設は1,152市町村で6,955件あり、年間入込客数1億4,545万人、年間売上額1,505億円であることがわかる。これを施設機能別でみると、施設数では宿泊施設が全体の48%と半分近くを占めて最も多く、次いで直販施設(15%)、飲食施設(10%)となっているものの、入込客数では、直販施設が54%と半分以上を占め、次いで飲食施設(14%)、保養・休養系施設(12%)となっている。さらに、売上額では、直販施設が49%と半分近くを占め、次いで宿泊施設(23%)、飲食施設(16%)となっている。

このように日本の公的GT施設は、直販施設、すなわち農産物直売所が 入込客数・売上額とも大半を占める中心的存在であり、次いで飲食施設 (主なものは郷土料理レストラン)、宿泊施設の比重が大きいといえる<sup>18</sup>。 直販施設が中心的存在であるということが日本のGTの第1の特徴であ り、宿泊施設が中心的存在であるヨーロッパとは大きく異なっている<sup>19</sup>。

GTの第2の特徴は地域経営型である。ヨーロッパの宿泊施設は家族経営による農家民宿が主で通常農家一戸単位での経営になる。ところが、日本では直販施設、飲食施設、宿泊施設とも、農家一戸単位ではなく、地域単位で、具体的には農家グループ、集落、JAや森林組合など

<sup>18</sup> ただし、入込客 1 人あたり売上額をみると、一番多い宿泊施設でも2,500円程度であり、直販施設、飲食施設が1,000円前後で決して大きいものではない。
19 ヨーロッパのGTについては、各国の取組み等について紹介したものに、山崎光博・小山善彦・大島順子 [1993]、井上和衛・中村攻・山崎光博 [1996] などがある。また、ヨーロッパの中でもとりわけGT活動が盛んなドイツの農家民宿に焦点を当てた研究として、山崎光博 [2005]、富川久美子 [2007] があげられる。

#### 第2章

の生産者団体、第三セクターなどで経営に取組むことが多い。地域活性化方策として取組まれる公的施設の場合はとくにそうである。財団法人農林漁業体験協会が2000年9月・10月に行った調査によると、GT施設の経営主体は国・都道府県・市町村の行政機関直営が38.1%、地域経営体が53.2%、個人5.7%、その他3.0%であり、地域経営体が過半を占めていることがわかる<sup>20</sup>。また、財団法人21世紀村づくり塾が2001年に実施した「農家レストランに関するアンケート調査報告」によると、農家レストランの経営主体について、地域経営体が48.1%(農家グループ30.2%、JA・第三セクター8.8%、農業生産法人・株式会社9.1%)、農家(個人が大半)が26.8%、市町村が2.8%、その他が22.4%となっており、ここでも地域経営体が中心的であることがわかる<sup>2122</sup>。

GTの第3の特徴は日帰り型・短期滞在型である。上述したように、宿泊施設の比重が施設数では大きいものの入込客数で小さかったが、これは主に長期休暇制度が日本では未成立であるという理由による。そのため、GTだけではなく、一般的な観光においても日帰りや1泊程度の滞在が中心である $^{23}$ 。また、公的GT施設の来訪者の居住地をみた表5から、宿泊滞在以外の施設については、7割以上が同一県内からの来訪者であることがわかる。宿泊滞在についても57%が同一県内からの来

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 宮崎猛編著 [2002], p.31を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 宮崎猛編著 [2002], p.32を参照。なお, 財団法人農林漁業体験協会は2001年 4月1日に財団法人ふるさと情報センター, 財団法人21世紀村づくり塾と1つになり, 財団法人都市農山漁村交流活性化機構となった。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 政策による各種事業においても、実施主体が地域レベルの組織に対して助成金などの政策的支援がなされている。ただし、近年、日本でも家族経営による農家民宿が急速に増加している。2005年時点で財団法人都市農山漁村交流活性化機構が把握している農家民宿数は5,054軒である。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup>『観光白書』(2004年版) によれば、1人あたり国内宿泊観光旅行は、2003年、2004年とも回数が1.7、宿泊数が2.8である。

#### グリーン・ツーリズム論

訪者である。さらに、先の財団法人農林漁業体験協会の調査によると、GT施設の利用客のうち、地元周辺からが37.6%、近隣主要都市からが46.4%であり、計84.0%が近隣からである<sup>24</sup>。このように近隣からの来訪者が大部分であることも日帰り型・短期滞在型が中心であることを示している。

表5 来訪者の施設別出発(居住)地点

(単位:%)

	市町村内	隣接市町 村	左記の県 内	隣接県内	左外の所 属地域圏 内		計
宿泊滞在	13	15	29	17	8	17	100
飲食	32	23	24	11	5	5	100
購買	38	25	. 19	10	4	5	100
体験学習	30	18	25	11	5	11	100
保養休養	31	19	24	10	6	10	100
鑑賞探勝	24	21	25	11	9	10	100

資料:(財)都市農山漁村交流活性化機構(2004)『数字でわかるグリーン・ツーリズム』, p.p.40-47より作成。

GTの第4の特徴は体験型である。ヨーロッパでは長期休暇の過ごし方として、農家民宿に宿泊してのんびりと読書や散歩を楽しむというのが一般的であるが、日本では日帰り型・短期滞在型であり、地域への経済的還元の意味も含めて、体験ツアーが多くの地域で取り組まれている<sup>25</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 他には三大都市圏からが3.2%, 遠距離主要都市からが0.7%, その他全国からが12.1%であった。宮崎猛編著 [2002], pp.28-29を参照。

<sup>\*\*</sup> 滞在型GTの取組みのうち、もっとも多かったのは「体験ツアーの受け入れ」 (全国の市町村に対するアンケート回答1,067のうち31%が取り組んでいると回答)であった。青木 [2008], pp.174-176を参照。

第2章

### 4. GTの今後の課題

これまで、日本のGTの定義、GTについての研究の流れ、政策的展開、都市住民のニーズ、日本のGTの特徴などについてみてきた。最後に、GTの今後の課題について述べたい。それは大きく3つあると考えられる。すなわち、都市住民の需要と農村の供給のミスマッチ、経済活性化の実現、集落的取組みの可能性である<sup>26</sup>。

都市住民の需要と農村の供給のミスマッチについて。<都市住民のニーズ>でみたように、都市住民の多くは農村に自然や癒しを求めているのであり、農村・農家との交流を求めてではなかった。都市住民の多くは、GTを理解してないのであり、通常の観光のつもりで農村へ出かけているのである。しかし、GTでは都市住民と農村住民との交流が重要な構成要素であり、それが通常の観光と大きく異なる点である。もちろん、農村の価値観を理解し、農家との深い交流を望んでいる都市住民はいるが、それは少数であり、この層だけを待っていては経営的には成り立たない。GTの"T(ツーリズム)"は観光の意味であり、観光業の一種であるならば、また集客をはかって経済効果を得るためにはある程度の通常の観光的要素を入れざるを得ないだろう。そして、通常の観光とGTの境界をどこで引くかは、GTの受入側の経営方針・価値観にかかっている。どのような人に来てほしいのか、農村・農家・農業のどのようなことを理解してほしいのか、どのような交流をしたいのかという根本的な部分から考えなければならない。

経済活性化の実現について。本来GTは地域の所得の維持・確保のた

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> GTの今後の課題について,青木 [2008],荒樋 [2008],徳野 [2008]を参考にした。また,他にGTの運営に関する政策的支援の必要性も課題としてあげうるが、ここでは自主的な取組みでの課題に議論を限定しておきたい。自主的な取組みでの課題のほうがより重要であると考えるからである。政策的支援の必要性については、青木 [2004], pp.136-142,青木 [2008], pp.187-189を参照。

#### グリーン・ツーリズム論

めに提唱された。すなわち、経済による地域活性化のためであった。しかし、GTによって経済活性化を実現している成功事例はごく一部に限られている。おそらくGT受入農家が自家労賃を正当に評価したら、余剰はないどころか、赤字になるところが大部分であろう。これには受入側とそれ以外との双方に問題がある。それ以外とは、上述したこととも関わるが、市場が成熟していないか、そもそも小さいことにより、集客が見込めないということである。ただし、少数ながら1万人を超える集客がある施設もあることから、それだけでは説明できない。一方、受入側の問題とは、GTの経営の問題である。それまで観光、サービス業に従事したことのない人が十分な知識・準備・計画もないまま開業しても経営的に成り立たないのはむしろ当然であろう。地方自治体が補助事業などで建てた公的GT関連施設の多くはその典型である。経済活性化の実現のためには、経営方針を立て、用意周到に準備・計画することから始めるべきである。経営方針・価値観に則り、何を、どのように提供し、どれくらいの利益を計上するのかを考えなければならない。

集落的取組の可能性について。農家民宿など個人でGTに取組む場合は、上記2つの課題を克服することでよい。しかし、日本のGTは地域単位で経営に取組む地域経営型が多く、その場合は企業とは異なって農家個人の意思・意見の重みは同質であり、地域全体の価値観の統一、経営方針の決定は非常に難しくなる。GTに対する農家個人の意思・意見は、個人間で相違があり、その相違は一般的に大きいからである。この有効な解決方法は、時間はかかるが何度も話し合うことによって妥協点を探ることであろう。そして、そのためには地域内の意見をまとめるコーディネーター機能をもった人・組織が不可欠である。また、同時に

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 上記2つの課題を克服している稀有な例として、三重県伊賀市にある「農事組合法人伊賀の里 モクモク手づくりファーム」があげられる。

#### 第2章

地域の情報を発信し、客の受け入れ対応をする対外的なコーディネーターも重要である<sup>28</sup>。場合によっては行政がこの役割を担ってもよい。 GTが日本に根付くかどうかはこれらの課題を克服できるかにかかっている。

### <参考文献>

青木辰司 [2004]『グリーン・ツーリズム実践の社会学』、丸善

青木辰司 [2008] 「グリーン・ツーリズム―実践科学的アプローチをめ ざして」日本村落研究学会編『グリーン・ツーリズムの新展開』(年 報 村落社会研究 第43集), 農山漁村文化協会

- 荒樋豊 [2008] 「日本農村におけるグリーン・ツーリズムの展開」日本村落研究学会編『グリーン・ツーリズムの新展開』(年報 村落社会研究 第43集), 農山漁村文化協会
- 井上和衛・中村攻・宮崎猛・山崎光博 [1999] 『地域経営型グリーン・ツーリズム』. 都市文化社
- 井上和衛・中村攻・山崎光博 [1996]『日本型グリーン・ツーリズム』, 都市文化社
- 財団法人都市農山漁村交流活性化機構 [2004] 『数字でわかるグリーン・ ツーリズム』, 財団法人都市農山漁村交流活性化機構
- 齋藤雪彦・中村攻・木下勇 [1998a]「グリーンツーリズムの趨勢に関する研究」『ランドスケープ研究』第61巻第5号
- 齋藤雪彦・中村攻・木下勇 [1998b]「愛知県におけるアグリツーリズ

<sup>\*</sup> このようなコーディネーター組織の成功事例として、長野県飯田市にある「株式会社 南信州観光公社」、高知県幡多地域の「幡多広域観光協議会」などがあげられる。

#### グリーン・ツーリズム論

ムの趨勢とその評価に関する研究」『千葉大学園芸学部学術報告』第 52号

- 齋藤雪彦・中村攻・木下勇・椎野亜紀夫 [2001]「中山間地域における 集落空間管理とグリーンツーリズムの関係に関する研究」『ランドス ケープ研究』第64巻第5号
- 徳野貞雄 [2008] 「農山村振興における都市農村交流, グリーン・ツーリズムの限界と可能性」日本村落研究学会編『グリーン・ツーリズムの新展開』(年報 村落社会研究 第43集), 農山漁村文化協会 富川久美子 [2007] 『ドイツの農村政策と農家民宿』、農林統計協会
- 中島正裕・千賀裕太郎・齋藤雪彦 [2001] 「農村地域における観光資源 に対する来訪者の評価分析」 『農村計画学会誌』 第20巻第3号
- 原直行 [2006] 「日本におけるグリーン・ツーリズムの現状」 『香川大学 経済学部 研究年報』 第45号
- 原直行 [2007]「都市住民のグリーン・ツーリズムに関するニーズ分析」 香川大学経済学部ツーリズム研究会『新しい観光の諸相』,美巧出版 宮崎猛編 [1997] 『グリーン・ツーリズムと日本の農村―環境保全によ る村づくり』,農林統計協会
- 宮崎猛編著 [2002] 『これからのグリーン・ツーリズム』, 家の光協会 宮崎猛編著 [2006] 『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム』, 昭和堂
- 山崎光博 [2005] 『ドイツのグリーンツーリズム』,農林統計協会 山崎光博・小山善彦・大島順子 [1993] 『グリーン・ツーリズム』,家の 光協会